

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附受入及び管理取扱規程

平成16年4月1日
規程第 81 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における金銭並びに物品及び不動産等の寄附の受入れ及び管理に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

2 金銭並びに物品及び不動産等の寄附の受入れ及び管理については、本学の規約又は法令に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めによるものとする。

(1) 金銭 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学債権債務管理及び出納事務取扱規程（平成16年規程第73号。以下「債権債務管理及び出納事務取扱規程」という。）第2条第1号に規定する現金、同条第2号に規定する預金、同条第3号に規定する有価証券、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券及び株式会社が発行する債券で学長が特に確実と認めるもの

(2) 物品 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学物品管理取扱規程（平成16年規程第76号。以下「物品管理取扱規程」という。）第3条に規定する物品

(3) 不動産等 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学不動産等管理取扱規程（平成16年規程第75号。以下「不動産等管理取扱規程」という。）第3条に規定する不動産等

第2章 寄附の受入れ

(寄附の申込み及び受入れの決定)

第3条 本学に金銭又は物品若しくは不動産等を寄附しようとする者は、様式第1号に定める寄附申込書により、学長に申し込まなければならない。ただし、様式第1号に定める寄附申込書の内容をみだす任意の様式により寄附の申込みがあった場合は、様式第1号に定める寄附申込書により申込みがあったものとみなす。

2 学長は、前項の寄附申込書（寄附申込書の内容をみだす任意の様式を含む。）に基づき、寄附の受入れを決定し、役員会に報告するものとする。ただし、

寄附の受入れの決定に際し、疑義が生じた場合は、役員会の議を経て当該受入れを決定するものとする。

- 3 学長は、前項の規定により寄附の受入れを決定した場合は、様式第2号に定める寄附受入通知書により寄附申込者に通知するものとする。

(寄附の受入れ)

第4条 金銭による寄附については、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることができる。

- (1) 学生に貸与又は給与する学資にあてることを目的とする場合
 - (2) 学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本類の購入費にあてることを目的とする場合
 - (3) 学術研究に要する経費にあてることを目的とする場合
 - (4) 前3号に規定するもののほか、教育研究の奨励のための経費にあてることを目的とする場合
- 2 物品又は不動産等による寄附については、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることができる。
 - (1) 教育を目的として学生に使用させることを目的とする場合
 - (2) 学術研究の用途に供することを目的とする場合
 - (3) 前2号に規定するもののほか教育研究の奨励を目的とする場合及びその他学長が特に認める場合
 - 3 役員又は職員が前2項に規定する寄附を受けたときは、速やかに当該金銭又は物品若しくは不動産等を本学に寄附しなければならない。

(寄附の受入制限)

第5条 金銭による寄附については、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることはできない。

- (1) 寄附された金銭により取得した物品又は不動産等を無償で寄附者に贈与若しくは使用させること又は著しく少額な対価で寄附者に譲渡若しくは使用させることを条件とする場合
 - (2) 寄附された金銭による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を、寄附者に無償又は著しく少額な対価で譲渡又は使用させることを条件とする場合
 - (3) 寄附された金銭の使用について、寄附者が監査を行うことを条件とする場合
 - (4) 寄附の申込後、寄附者がその意思により当該寄附の全部又は一部を取り消すことができることを条件とする場合
 - (5) 第1号から前号に規定するもののほか、学長が、当該寄附の受入れが教育研究上、支障を来たすと認める場合
- 2 物品又は不動産等による寄附については、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることはできない。

- (1) 寄附された物品又は不動産等を無償又は著しく少額の対価にて寄附者に貸与又は使用させることを条件とする場合
- (2) 寄附された物品又は不動産等による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を、寄附者に無償又は著しく少額な対価で譲渡又は使用させることを条件とする場合
- (3) 寄附された物品又は不動産等の処分について寄附者の承諾を得ることを条件とする場合
- (4) 寄附の申込後、寄附者がその意思により当該寄附の全部又は一部を取り消すことができることを条件とする場合
- (5) 第1号から前号に規定するもののほか、学長が、当該寄附の受入れが教育研究上、支障を来たすと認める場合

(寄附目的の設定)

第6条 寄附者が寄附を行うにあたり当該寄附の目的を指定しない場合、学長は、必要に応じてその目的を設定することができる。

(金銭の寄附)

第7条 金銭の寄附については、債権債務管理及び出納事務取扱規程第2条第1号に規定する現金(以下単に「現金」という。)により受け入れるものとする。ただし、寄附者が特に希望する場合は、現金以外の金銭により受け入れることができる。

(物品及び不動産等の寄附)

第8条 物品及び不動産等の寄附を受け入れる場合は、原則として原状のまま受け入れるものとする。ただし、不動産等について第三者の権利が登記され、又は適法に占有されている場合には、当該権利を本学に移転登記し、又は占有権を取得したときに受け入れるものとする。

(管理的経費の徴収)

第9条 金銭による寄附を受け入れた場合は、管理的経費(当該寄附による本務の実施に伴い必要となる管理等の経費をいう。以下この条において同じ。)を徴収するものとする。ただし、寄附者が管理的経費を徴収しないことを寄附の条件として定めている場合は、この限りではない。

(礼状の発送)

第10条 学長は、寄附者から金銭又は物品若しくは不動産等を受け入れた場合は、様式第3号に定める礼状を発送するものとする。

(現金以外の寄附の換金)

第11条 寄附者から第7条ただし書の規定により現金以外の金銭による寄附

を受け入れた場合は、速やかにそれを現金に換えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合で、学長が特に認めるときは、当該各号が規定する期間、現金に換えないことができる。

- (1) 第2条第1号に規定する預金又は有価証券で満期が到来していない若しくは償還期間が経過していない場合で、かつ、その到来前に現金に換えた場合において、回収される金額が当該寄附金銭の評価額を著しく下回る場合 当該寄附の満期が到来するまで又は償還期間が経過するまでの期間
- (2) その他学長が特に認める場合 学長が定める期間

(寄附金銭等の管理)

第12条 寄附された金銭並びに物品及び不動産等（寄附された金銭により取得又は賃借された物品又は不動産等を含む。）の管理については、債権債務管理及び出納事務取扱規程、物品管理取扱規程及び不動産等管理取扱規程の趣旨に従い行わなければならない。

第3章 寄附金銭並びに物品及び不動産等の管理

(寄附金銭等の使用)

第13条 寄附された金銭又は物品若しくは不動産等を受領した役員又は職員（以下「寄附対象者」という。）は、当該寄附金銭又は物品若しくは不動産等を、寄附者又は学長が定めた寄附目的にそって有効に使用しなければならない。

(使用結果の報告)

第14条 寄附者から寄附された金銭並びに物品及び不動産等（寄附された金銭により取得若しくは賃借された物品又は不動産等を含む。）の使用状況又は使用結果について報告することを寄附の条件とされている場合において、寄附者から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(残額が生じた場合の寄附金銭の取扱い)

第15条 金銭による寄附について、寄附目的を達成し、残額が生じた場合は、寄附者が寄附申込のときに当該残額を寄附者に返還することを条件としていた場合に限り、これを返還することができる。

2 学長は、前項の条件が付されていない金銭による寄附について、当該寄附を所掌する予算責任者（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学会計事務取扱規程（平成16年規程第71号。以下「会計事務取扱規程」という。）第11条に規定する予算責任者をいう。以下同じ。）から、当該寄附金銭の寄附目的を達成し、残額が生じたものについて、他の目的に使用することの申請があった場合であって、寄附者の意思、寄附条件等を総合的に勘案し、適当と認められるときは、当該申請を承認することができる。

(寄附対象者の退職に伴う金銭の取扱い)

第16条 学長は、寄附された金銭について、寄附対象者が退職することにより当該寄附の目的を達成できない場合であって、寄附者の意思、寄附条件等から判断して他に当該寄附について目的を設定することが認められるときは、予算責任者からの申請により、新たに目的を設定することができる。ただし、当該寄附対象者が退職後引き続き他の大学等に採用され、当初の寄附目的を達成するために当該寄附金銭を移し換える必要がある場合は、予算責任者は、あらかじめ財務担当理事の承認を得た上で学長に申請し、学長は、当該申請により、当該寄附金銭を寄附対象者が採用される他の大学等に移し換えることについて承認することができるものとする。

2 前項の規定については、学長が、教育研究上又は寄附の目的若しくは条件から判断して支障を来たすと認める場合は、この限りではない。

(寄附対象者の退職に伴う物品又は不動産等の取扱い)

第17条 学長は、寄附された物品又は不動産等（寄附された金銭により取得された物品又は不動産等を含む。以下この条において同じ。）について、寄附対象者が退職することにより当該寄附の目的を達成できない場合であって、寄附者の意思、寄附条件等から判断して他に当該寄附について目的を設定することが認められるときは、当該寄附を所掌する資産管理責任者（会計事務取扱規程第13条に規定する資産管理責任者をいう。以下同じ。）からの申請により、新たに目的を設定することができる。ただし、当該寄附対象者が退職後引き続き他の大学等に採用され、当初の寄附目的を達成するために当該物品又は不動産等を譲渡する必要がある場合は、資産管理責任者は、あらかじめ財務担当理事の承認を得た上で学長に申請し、学長は、当該申請により、当該寄附物品又は不動産等を寄附対象者が採用される他の大学等に無償譲渡することについて承認することができるものとする。

2 前項の規定については、学長が、教育研究上又は寄附の目的若しくは条件等から判断して支障を来たすと認める場合は、この限りではない。

第4章 雑則

(現金等以外の金銭の出納保管)

第18条 現金以外の金銭による寄附のうち、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券及び株式会社が発行する債券で学長が特に確実と認めるものの出納及び保管については、債権債務管理及び出納事務取扱規程第2条第3号に規定する有価証券の取扱いに準じるものとする。

(寄附対象の判断)

第19条 寄附の受入れにあたり、当該寄附が役員若しくは職員の職務上の教育研究に対する寄附又は役員若しくは職員に対する贈与なのか区別をすることが困難である場合には、学長が、寄附者の意思、寄附の条件等により総合的に判断するものとする。

(他の大学等からの譲受け)

第20条 他の大学等を退職等し、本学に採用された役員又は職員について、当該役員又は職員が使用することを目的として当該他の大学等が寄附を受け入れた金銭又は物品若しくは不動産等（当該金銭により取得された物品又は不動産等を含む。以下この条において同じ。）を、当該役員又は職員が使用する条件を付して当該他の大学等から本学に無償で譲り受けた場合は、学長はその条件が付された譲受けを寄附目的が設定された寄附とみなす。

2 学長は、前項の金銭又は物品若しくは不動産等を他の大学等から譲り受ける場合は、寄附者が他の大学等に寄附する際に付した条件等を尊重しなければならない。ただし、その条件が本学の教育研究上特に支障があると認められる場合は、この限りではない。

(実施規定)

第21条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

(規程内容の変更)

第22条 本学は、法令の改正その他相当の事由を勘案した上で、この規程の改廃が必要であると認めた場合は、インターネットの利用その他の適切な方法で周知することにより、寄附者の事前の承諾を得ることなく、この規程を改廃することができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月2日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表第1様式第3号は、施行日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（元号） 年 月 日

国立大学法人
奈良先端科学技術大学院大学長 殿

寄 附 者
住 所
氏 名 印
（法人にあつては法人名及び職・氏名）

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附受入及び管理取扱規程を了承し、下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金額又は寄附物品
- 2 寄 附 の 目 的
- 3 寄 附 の 条 件
- 4 その他参考となる事項

様式第2号（第3条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

殿

国立大学法人
奈良先端科学技術大学院大学
学長

寄附金のご納入又は寄附物品のお引渡しについて（お願い）

謹啓 時下益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

このたびは（元号） 年 月 日付けで寄附のお申し出をいただき、誠ありがとうございます。ご厚志をありがたくお受けし、本学の学術研究のために役立たせてまいります。

つきましては、下記方法によりご寄附いただきたく、お手数ですがよろしくお願ひ申し上げます。

敬白

記

- 1 寄附金又は寄附物品
- 2 納入又は引渡方法
- 3 その他

様式第3号（第10条関係）

（元号） 年 月 日

殿

国立大学法人
奈良先端科学技術大学院大学
学長

寄附金のご納入又は寄附物品のお引渡しについて（お礼）

謹啓 時下益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

平素から、格別のご厚情を賜り深く感謝いたしております。

さて、このたび本学に対しまして、下記のご寄附を賜りまことにありがとうございます。これからもご厚志に沿いますよう、より一層教育研究に努力し、21世紀の科学技術の礎となる学問を創造し、学術研究への社会的要請に応えた大学院大学としていく所存であります。

今後とも、何とぞよろしくご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら、書面をもってお礼申し上げます。

敬白

記

ご寄附頂きました上記の寄附金は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当しますので、税務署への寄附金控除又は損金算入の手続（確定申告）にあたっては、本状をもって申告されますようお願いいたします。（注）

（注）物品による寄附の場合は、表記しない。